

# 青森県報

号外第七十二号

平成十八年  
七月十四日  
(金曜日)

目 次

監査委員

監査結果に対する措置の公表..... (事務 局) ... 1

## 監 査 委 員

### 監査結果に対する措置の公表

平成18年3月29日付け青監査第127号で報告した行政事務監査の結果に基づき（テーマ：公益法人の指導監督事務等について）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、青森県知事、青森県公安委員会委員長及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年7月14日

青森県監査委員	林 忠 男
同	鶴 賀 茂 世
同	小比類巻 雅明
同	阿 部 広 悦

### 監査結果（留意改善を要する事項）

- 1 知事部局及び教育委員会においては、公益法人を所管する課ごとの一人当たり担当法人数の格差が大きい状況については、所管課によって担当職員のとらえ方が異なっていることがあるとしても、事務分担当が過重になっていないか検証し、適切な事務分担に配慮すること。

### 監査結果に対する措置

対応した課名	措 置 内 容
総務学事課	公益法人事務担当者会議において、一人当たりの公益法人に係る事務分担当が過重になっていないか検証し、適切な事務分担に配慮するよう所管課に要請した。
医療薬務課	担当者を1人増員し、立入検査等に対応していくこととした。
観光企画課	グループ内でサポート体制を強化する等の負担軽減を図った。

### 監査結果（留意改善を要する事項）

- 2 知事部局においては、職員に対する研修を実施していない所管課がみられたので、適切に実施すること。

### 監査結果に対する措置

対応した課名	措 置 内 容
総務学事課	公益法人事務担当者会議において、担当職員に対する研修として公益法人事務担当者会議等に出席するよう所管課に要請した。
国際課	担当者を外部研修へ参加させる。
整備企画課	総務学事課が行う公益法人事務担当者会議等に出席することとした。

### 監査結果（留意改善を要する事項）

- 3 公益法人は、毎事業年度開始後3か月以内に事業報告書等の提出をすることになっているが、知事部局及び教育委員会においては、期限後の提出が多数みられたほか未提出となっている公益法人もあったので、期限内の提出について指導するとともに、未提出法人にあつては未提出理由を確認し、必要な措置を講じること（平成17年8月末以降において提出された法人を除く。）。

### 監査結果に対する措置

対応した課名	措 置 内 容
--------	---------

総務学事課	公益法人事務担当者会議において、事業報告書等の期限内の提出を所管公益法人に厳守させるよう所管課に要請した。
市町村振興課	事業報告書等の提出期限前に所管公益法人の担当者に対し提出しようを行うこととした。
県民生活文化課	毎事業年度開始後3か月以内の関係書類の提出を指導する。
国際課	条例の規定期限内での提出を指導する。
健康福祉政策課	前年度、提出期限までに提出されなかった法人に対し、文書により提出期限を遵守するよう指導した。
医療薬務課	所管する全公益法人に対し、報告事項、時期、提出書類等の遵守について文書により指導した。
保健衛生課	所管する公益法人の代表者あてに期限内提出について文書にて周知を図った。
高齢福祉保険課	条例に基づき期限内に提出するよう指導した。
こどもみらい課	平成18年5月2日付け青こ第191号で当該公益法人に対して文書で、事業報告書等について、期限(6月30日)までに提出するよう通知した。
障害福祉課	所管する公益法人の代表者あてに、期限内提出について文書により周知を図った。
商工政策課	未提出だった3法人から提出させるとともに、期限内の提出について、口頭により指導を行った。
労政・能力開発課	平成17年10月20日受理済み。
観光企画課	未提出だった法人から提出させるとともに、期限内の提出について、口頭により指導を行った。
農林水産政策課	期限後に提出した公益法人に対し、今後は期限内に提出するよう指導した。
監理課	提出期限の取扱いを文書により通知した。
生活安全企画課	提出が遅れた書類は既に提出されているが、今後、提出期限前に所管法人に対して提出期限の確認を確実に言い、提出漏れや遅延を防止する。
職員福利課	事業計画書等の期限内の提出について、所管公益法人に対し、文書により依頼した。

監査結果(留意改善を要する事項)	
4 公益法人に対する立入検査については、知事部局では少なくとも3年に1回という周期が順守されていない所管課がみられたので、適切に実施すること。 教育委員会においては、検査周期を3年から4年に1回として実施しているが、「公益法人の指導監督体制の充実等について」に基づき、3年周期での立入検査に努めること。	
監査結果に対する措置	
対応した課名	措置内容
総務学事課	公益法人事務担当者会議において、立入検査の周期を遵守するよう所管課に要請した。
県民生活文化課	立入検査は、最低限3年に1回実施する。
国際課	全法人に対して立入検査実施済み。
環境政策課	(社)青森県浄化槽検査センターについては、平成18年1月13日に立入検査を実施済み。(社)青森県産業廃棄物協会については、従前から立入を実施済み。
医療薬務課	休眠法人であったことから立入検査未実施としていた1法人については、平成17年度に立入検査を実施した。
保健衛生課	検査を確実に実施するため、担当者及びグループリーダーが「公益法人立入検査予定表」により相互に確認することとした。
労政・能力開発課	未実施分については平成17年度に実施済み。平成18年度は3年に1回の立入検査計画策定済み。
観光企画課	公益法人に係る立入検査実施計画書に基づき、周期を遵守し、立入検査を行うこととした。
総合販売戦略課	公益法人立入検査実施要領に基づき立入検査の実施に着手したところであり、引き続き、少なくとも3年に1回の検査周期を遵守するよう取り組んでいく。
構造政策課	平成17年4月に作成した「公益法人立入検査実施計画(平成17年度～19年度)」(対象:6法人)に基づき、17年度において3法人の検査を実施し、立入検査の周期(3か年に1回)を遵守した。
畜産課	前期(平成14～16年度)では、畜産課が所管する11の公益法人について業務等の都合により立入検査ができなかったことから、今期(平成17～19年度)は、平成18年3月末

	日時点で10の公益法人の業務・財産の状況等について立入検査を行っている。
漁港漁場整備課	平成17年度において、立入検査を実施済み。今後は、3年に1回実施するものとし、次回は平成20年度に実施予定。
職員福利課	今後、年間の立入調査件数を増やすことにより、3年に1回の周期に近づけるよう努力する。

監査結果（留意改善を要する事項）

5 立入検査票の評価欄のA・B・C評価の記載については、知事部局においては適切に記載されていない所管課がみられたので、適切に記載すること。教育委員会においては、立入調査表を保管していなかったため、適切に取り扱うこと。

監査結果に対する措置

対応した課名	措置内容
総務学事課	公益法人事務担当者会議において、立入検査票の評価欄を適切に記載するよう所管課に要請した。
市町村振興課	立入検査を実施する職員に対し、検査実施の際は必ずA・B・C評価の記載を行うよう改めて指示することとした。
国際課	検査時の評価欄記入を検査官に徹底させる。
医療業務課	立入検査票の評価欄は、平成17年度からA・B・C評価の記載に統一した。
観光企画課	立入検査票に評価を記載することとした。
職員福利課	今年度立入調査実施分から、立入調査調査票を調査終了後も保管している。

監査結果（留意改善を要する事項）

6 立入検査の結果、改善指示をした公益法人に対して改善報告を求める場合の取扱いについては、知事部局及び警察本部とも所管課によって対応が異なっていたので、統一的な取扱いをすること。教育委員会においては、改善指示をした法人が多数あるにもかかわらず文書による改善報告を求めている法人がなかったが、改善報告を求める場合の取扱いについて明確にしておくこと。

監査結果に対する措置

対応した課名	措置内容
総務学事課	知事部局における改善報告を求める場合の取扱いとして、

	立入検査の結果、立入検査票の検査項目にC評価が認められる場合に改善報告を求めることとし、公益法人立入検査実施要領を改正した。 以下の36課1局からも上記内容により措置する旨の報告がなされている。 人事課、市町村振興課、防災消防課、企画課、情報システム課、県民生活文化課、国際課、環境政策課、自然保護課、健康福祉政策課、医療業務課、保健衛生課、高齢福祉保険課、こどもみらい課、障害福祉課、商工政策課、経営支援課、工業振興課、新産業創造課、労政・能力開発課、観光企画課、農林水産政策課、総合販売戦略課、食の安全・安心推進課、団体経営改善課、構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課、林政課、水産振興課、漁港漁場整備課、監理課、整備企画課、都市計画課、建築住宅課、エネルギー総合対策局
政策教養課	今後（平成18年度の立入調査以降）、所管法人に対して改善指示を行う場合は、すべて期限を付して改善状況の報告を求めるものとする。なお、公益法人に係る総括的事務を担当する政策教養課において、「警察関係公益法人処理要領」の関係部分について所要の整備を行うこととし、当該要領が制定されるまでの当分の間は、上記のとおり取り扱う。 以下の6課からも上記内容により措置する旨の報告がなされている。 厚生課、生活安全企画課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通規制課、運転免許課
職員福利課	文書による改善報告を求める場合の取扱いについて、基準等の策定作業を始めている。

監査結果（留意改善を要する事項）

7 立入検査結果の公表については、警察本部ではホームページにより公表していたが（教育委員会では平成18年1月16日から実施。）、知事部局においても公表すること。

監査結果に対する措置

対応した課名	措置内容
総務学事課	公益法人に係る総括的事務を所掌する総務学事課が主体となり、公益法人の立入検査結果を県ホームページに掲載することとした。 以下の36課1局からも上記内容により措置する旨の報告がなされている。 人事課、市町村振興課、防災消防課、企画課、情報システム課、県民生活文化課、国際課、環境政策課、自然保

	<p>護課、健康福祉政策課、医療業務課、保健衛生課、高齢福祉保険課、こどもみらい課、障害福祉課、商工政策課、経営支援課、工業振興課、新産業創造課、労政・能力開発課、観光企画課、農林水産政策課、総合販売戦略課、食の安全・安心推進課、団体経営改善課、構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課、林政課、水産振興課、漁港漁場整備課、監理課、整備企画課、都市計画課、建築住宅課、エネルギー総合対策局</p>
--	--

監査結果（留意改善を要する事項）

8 「外部監査の要請」、「インターネットによる公益法人のディスクロージャー」及び「公益法人会計基準の改正」の内容については、知事部局及び教育委員会においては、所管公益法人に対して文書により通知していない所管課がみられたので、改正内容等は適時・適切に文書により通知すること。

監査結果に対する措置

対応した課名	措置内容
総務学事課	公益法人事務担当者会議において、要請内容等は適時・適切に文書により所管公益法人に通知するよう所管課に要請した。
防災消防課	平成18年4月25日付青防第127号「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」において通知を行った。
県民生活文化課	改正内容等は、適時・適切に文書により所管する全ての公益法人に通知する。
環境政策課	(社)青森県浄化槽検査センターについては、改めて当該通知を送付する。(社)青森県産業廃棄物協会については、従前から立入時に通知済み。
健康福祉政策課	要請内容等について、文書により通知した。
医療業務課	要請内容等について、文書により通知した。
保健衛生課	所管する公益法人の代表者あてに要請内容等について文書にて通知した。
障害福祉課	所管する公益法人の代表者あてに要請内容等について文書により通知した。
商工政策課	所管14法人に対し、文書による通知・要請を行い、実施を呼びかけた。(社)青森県計量協会のみ実施済。) )
工業振興課	インターネットによる公益法人のディスクロージャーに

	<p>については、平成18年5月29日付けで各公益法人に要請済み。</p>
新産業創造課	改正内容等は適時・適切な文書による通知を徹底することとした。
労政・能力開発課	インターネットによる公益法人のディスクロージャーについては、平成18年5月24日付けで各公益法人に要請済み。
総合販売戦略課	公益法人会計基準の改正内容及びインターネットによるディスクロージャーの実施について、業務運営の透明化・適正化に取り組むよう文書通知した。
林政課	公益法人会計基準の改正内容については、平成17年10月31日付けで各公益法人に対し通知済み。インターネットによる公益法人のディスクロージャーについては、平成18年5月8日付けで各公益法人に対し通知済み。
水産振興課	要請内容等の法人への通知を確実にを行うこととし、その記録を確実に残すこととする。
漁港漁場整備課	平成18年度において文書で通知済み。
監理課	「インターネットによる公益法人のディスクロージャー」及び「公益法人会計基準の改正」について、文書により通知した。
都市計画課	漏れなく通知することとした。
建築住宅課	所管する4法人に対し、平成18年3月31日付青建第1078号「インターネットによるディスクロージャーの充実について（要請）」を文書で通知した。
職員福利課	「外部監査の要請」について、所管公益法人に対し、文書により依頼した。今後、国からの通知、関係法令の改正内容等については、適時・適切に文書により通知することとする。

監査結果（留意改善を要する事項）

9 「外部監査」及び「インターネットによる公益法人のディスクロージャー」の実施については、実施法人が少ないので、これに対する指導を適切に行うこと。

監査結果に対する措置

対応した課名	措置内容
総務学事課	外部監査の実施 公益法人事務担当者会議において、外部監査の実施に対する指導を所管

		公益法人に適切に行うよう所管課に要請した。
	インターネットによるディスクロージャーの実施	公益法人事務担当者会議において、インターネットによるディスクロージャーの実施に対する指導を所管公益法人に適切に行うよう所管課に要請した。
市町村振興課	外部監査の実施	対象となる法人に対して、外部監査の実施について改めて要請することとした。
	インターネットによるディスクロージャーの実施	未実施法人に対して、インターネットによるディスクロージャーの実施を改めて要請することとした。
県民生活文化課	インターネットによるディスクロージャーの実施	今後、立入検査の際に、インターネットによるディスクロージャーの実施を指導する。
国際課	インターネットによるディスクロージャーの実施	引き続き法人に対して要請を行う。
環境政策課	インターネットによるディスクロージャーの実施	(社)青森県浄化槽検査センター及び(社)青森県産業廃棄物協会については、立入検査時に実施を要請済み。
健康福祉政策課	インターネットによるディスクロージャーの実施	文書によりインターネットによるディスクロージャーの実施について指導した。
医療薬務課	外部監査の実施	文書により外部監査の実施について指導した。
	インターネットによるディスクロージャーの実施	文書によりインターネットによるディスクロージャーの実施について指導した。
保健衛生課	インターネットによるディスクロージャーの実施	所管する公益法人の代表者あてに文書にて要請した。
高齢福祉保険課	インターネットによるディスクロージャーの実施	ホームページ開設している2団体には実施について要請を継続する。1団体はホームページ未開設であり、ホームページ開設と併せて要請していく。
こどもみらい	インターネットによ	平成18年5月2日付け青こ第191

課	るディスクロージャーの実施	号で当該公益法人に対して文書で、業務・財務等に関する資料を可能な限りインターネットで公開するよう通知した。
障害福祉課	インターネットによるディスクロージャーの実施	所管する公益法人の代表者あてに、文書により要請した。
商工政策課	インターネットによるディスクロージャーの実施	所管14法人に対し、文書による通知・要請を行った。
経営支援課	インターネットによるディスクロージャーの実施	法人に対し、ディスクロージャーの実施について引き続き要請を行うこととした。
工業振興課	インターネットによるディスクロージャーの実施	継続的に要請を行う。
新産業創造課	インターネットによるディスクロージャーの実施	立入検査等の機会を捉えて、今後も継続的な指導を行っていくこととした。
労政・能力開発課	インターネットによるディスクロージャーの実施	継続的に要請を行う。
観光企画課	インターネットによるディスクロージャーの実施	所管法人に対し、文書による通知・要請を行った。
農林水産政策課	インターネットによるディスクロージャーの実施	未実施の公益法人に対し、引き続き指導したところ、実施する旨の回答を得た。
総合販売戦略課	インターネットによるディスクロージャーの実施	インターネットによるディスクロージャーの実施について文書通知により要請した。
構造政策課	インターネットによるディスクロージャーの実施	所管公益法人に対して改めて文書による要請（インターネットによるディスクロージャーの実施等）を行った。
農産園芸課	インターネットによるディスクロージャーの実施	全所管公益法人に対し、平成14年5月1日付け青農園第89号で指導していたが、ホームページに必要事項を掲載していない公益法人に対し、

		再度、平成18年5月2日付け青農園第80号で指導した。
畜産課	外部監査の実施	外部監査の実施については、平成18年度中に再度通知する他、今後、立入検査等機会あることに指導していく。
	インターネットによるディスクロージャーの実施	平成18年度中に各公益法人に対し、インターネットによるディスクロージャーの実施の要請を通知する他、今後、立入検査等機会あることに指導していく。
林政課	インターネットによるディスクロージャーの実施	平成18年5月8日付けで各公益法人に対し、インターネットによるディスクロージャーの実施の要請を通知した他、今後、立入検査等機会あることに指導していく。
水産振興課	インターネットによるディスクロージャーの実施	引き続き未実施の法人に対して実施を要請していくこととする。
漁港漁場整備課	インターネットによるディスクロージャーの実施	平成18年度において文書で通知済み。
監理課	インターネットによるディスクロージャーの実施	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」7(1) から までに掲げる資料をすべて掲載したホームページにより、情報公開するよう文書により要請した。
整備企画課	インターネットによるディスクロージャーの実施	所管する公益法人の理事会等終了後、当該公益法人のホームページに関係資料を掲載することとした。
建築住宅課	インターネットによるディスクロージャーの実施	所管する4法人のうち、ホームページの開設されていない1法人を除く3法人は公開を要請されている資料のうち、定款・役員名簿等は公開しているが今後の対応は、総会・会議の議題とすることから継続して文書で要請することとした。
生活安全企画課	インターネットによるディスクロージャーの実施	平成18年4月27日に生活安全企画課が所管する未実施法人(2法人)に対して文書でインターネットによるディスクロージャーの実施を要請

		した。要請の結果、当該法人からそれぞれ文書で「平成18年度事業で実施する。」又は「平成18年9月末までに対応する。」旨の回答を受けている。
組織犯罪対策課	インターネットによるディスクロージャーの実施	平成18年4月25日に組織犯罪対策課が所管する未実施法人(1法人)に対して文書でインターネットによるディスクロージャーの実施を要請した。要請の結果、当該法人から文書で「平成18年6月中に実施する方針である。」旨の回答を受けている。
交通企画課	インターネットによるディスクロージャーの実施	平成18年4月25日に交通企画課が所管する未実施法人(2法人)に対して文書又は口頭でインターネットによるディスクロージャーの実施を要請した。要請の結果、当該法人から文書又は口頭で「平成18年7月下旬ころから実施する予定である。」又は「平成18年5月の理事会、評議員会以後にも実施する予定である。」旨の回答を受けている。
運転免許課	インターネットによるディスクロージャーの実施	平成18年4月28日に運転免許課が所管する未実施法人(1法人)に対して文書でインターネットによるディスクロージャーの実施を要請した。要請の結果、当該法人から文書で「実施するよう前向きに取り組みたい。」旨の回答を受けている。
職員福利課	外部監査の実施	外部監査の実施について、所管公益法人に対し、文書により通知した。
	インターネットによるディスクロージャーの実施	インターネットによる公益法人のディスクロージャーの実施について、所管公益法人に対し、文書により依頼した。

監査結果 (留意改善を要する事項)

10 所管公益法人の一覧表のホームページへの掲載については、知事部局では実施していなかったため、実施すること。

監査結果に対する措置

対応した課名	措 置 内 容
--------	---------

<p>総務学事課</p>	<p>公益法人に係る総括的事務を所掌する総務学事課が主体となり、県の所管公益法人の一覧表を県ホームページに掲載することとした。 以下の36課1局からも上記内容により措置する旨の報告がなされている。 人事課、市町村振興課、防災消防課、企画課、情報システム課、県民生活文化課、国際課、環境政策課、自然保護課、健康福祉政策課、医療業務課、保健衛生課、高齢福祉保険課、こどもみらい課、障害福祉課、商工政策課、経営支援課、工業振興課、新産業創造課、労政・能力開発課、観光企画課、農林水産政策課、総合販売戦略課、食の安全・安心推進課、団体経営改善課、構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課、林政課、水産振興課、漁港漁場整備課、監理課、整備企画課、都市計画課、建築住宅課、エネルギー総合対策局</p>
--------------	--

<p>監査結果 (留意改善を要する事項)</p>	
<p>11 閲覧書類の備付けについては、知事部局において不備なところがみられたので、適切に対応すること。</p>	
<p>監査結果に対する措置</p>	
<p>対応した課名</p>	<p>措 置 内 容</p>
<p>総務学事課</p>	<p>公益法人事務担当者会議において、閲覧書類の備付けを徹底するよう所管課に要請した。</p>
<p>商工政策課</p>	<p>速やかに備え付け、閲覧の用に供している。(社)青森県計量協会)</p>
<p>労政・能力開発課</p>	<p>1 法人が正味財産増減計算書、貸借対照表を未作成のため会計方式の変更を指導した。</p>

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭